

第8章 支援計画の立案とモニタリング

1. 支援計画原案作成と個別ケース会議の準備

(1) 支援計画原案作成のためのアセスメント

アセスメントの目的は、虐待を解消して虐待された高齢者の生活の安定と虐待者(養護者)への支援を行うために、虐待の原因や虐待された高齢者、虐待者(養護者)などへの支援課題を明らかにすることです。

アセスメントシート(D票)を参考に各項目について確認していきます。ただし、虐待を受けている状態での意思表示が、本当の意思であるかどうかについては注意が必要です。虐待によりパワーレスの状態にあったり、健康状態が悪化して判断能力の低下している場合などについては、高齢者を保護して安全を確保し適切な介護・医療を受けた後に意思確認を行う場合もあります。

(2) アセスメントのポイント

- ・収集した情報を整理して、対応する事例の問題を多面的に分析し支援計画の検討に生かします。
- ・アセスメントに当たっては虐待状況や本人及び家族の状況確認のほか、虐待の要因や背景の分析、地域資源の分析なども行います。
- ・情報の整理・分析の後、支援課題の抽出と明確化を行います。支援課題の抽出を地域包括支援センターの各専門職と協力して行います。また、必要に応じて別の専門職にも意見を求めていきます。

(3) 情報の整理

アセスメントにより情報が収集された後は、情報を分析して支援課題を明らかにする作業を行います。収集した情報を整理するためにエコマップやジェノグラムを利用したり、時系列別に並べたりすることで不足している情報や矛盾する情報の確認を行うことができます。

(4) 情報の分析と支援課題の明確化

支援課題の抽出は、市役所介護長寿課、地域包括支援センターと協力して行っていきます。虐待対応の支援計画の支援課題は、内容的に多岐にわたることから必要に応じて、医師や弁護士などの専門職に意見を求めることもあります。

アセスメント結果を踏まえた支援メニュー選定の考え方

アセスメント結果	支援メニュー選定の考え方
①被虐待者の生命に関わるような重大な状況にある場合	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急的に分離・保護できる手段を考える(警察・救急を含む。)・ 施設入所、一時保護、入院など。措置権の発動も視野に入れて対応を図る。
②虐待者や家族に介護の負担・ストレスがある場合	<ul style="list-style-type: none">・ 訪問(定期的、随時)や電話で、虐待者の話を聞き、家族が頑張っていることを支持する。・ 在宅サービスを導入・増加する(特にデイサービス、ショートステイ利用により介護を離れることができる時間を作る。)・ 同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める(一時的な介護者交代や介護負担の分担など。)

	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所を検討する。 介護についての相談窓口、地域の家族会などを紹介する。 専門家のカウンセリングを行う。
③虐待者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	<ul style="list-style-type: none"> 介護の知識・技術についての情報を提供する。 在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝える。
④認知症がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 家族に認知症の症状や関わり方についての情報提供、説明・指導をする。 家族に認知症についての相談窓口(医療相談も含む)を紹介し、関わりについて専門的な助言を受けるように勧める。 服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、専門医を紹介し診断・治療に繋げる。 日常生活自立支援事業・成年後見制度(市民後見人制度を含む)の活用を検討する。
⑤高齢者本人や家族(虐待者含む)に精神疾患や依存などの問題がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患・アルコール依存症など→保健所又は医療機関に繋げる。 障害(身体・知的)→市役所福祉支援課障害者福祉係に繋げる。 地域の民生委員や自治委員等に見守りを依頼する。 成年後見制度(市民後見人制度を含む)の活用を検討する。
⑥経済的な困窮がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護支給申請に繋げる。状況によっては、職権による保護も検討する。 各種の減免手続きを支援する。
⑦子や孫に抱える問題がある場合(児童虐待の併発、孫など子どもへの影響など)	児童相談所、子育て支援課などによる支援を図る。

(5)虐待対応支援計画原案の作成 ※ 参考E票

個別ケース会議に備えて、地域包括支援センターは虐待対応支援計画の原案を作成します。このときの原案については、必要な事項を箇条書きにした程度のもので会議の進行に必要な事項が含まれていればよいでしょう。具体的には以下のようになります。

① 事例の概要

年齢・性別などの基本属性 心身の状況 生活状況 虐待の状況(虐待者、虐待種別、頻度、原因、今後の状況等) 虐待者の基本属性 心身の状況 生活状況 家族構成などを簡潔に示したものです。

② アセスメントの結果

支援の基本方針と検討事項を説明する前に、根拠となるアセスメント結果の説明を行います。アセスメントは多岐に渡ることから、会議での支援の基本方針と検討事項を検討するために必要とされるものを中心にする必要があります。

③ 支援基本方針

支援の基本的な方向性を示し、虐待対応としての支援が終結する状況を示したものとなります。基本方針は、虐待の解消と安定した生活の実現について示すものです。

④ 検討事項

限られた時間での検討を適切に行うために、検討事項を示しておきます。支援課題になる可能性のある事項、想定される支援の目標と内容、担当機関候補等になります。

(6)個別ケース会議への参加機関の選定

①支援課題への対応機関の選定

コアメンバー会議により支援課題が明確化した後、支援課題を担当する支援機関の候補を選定します。虐待対応支援計画には虐待された高齢者だけでなく、養護者やその他の家族など多くの支援対象が含まれてきます。そのため、支援課題にあった専門的な支援を行う機関を選ぶ必要があります。高齢者の支援機関はもちろんのこと、障害、児童、DV(ドメスティックバイオレンス)、生活保護など様々な支援機関を候補にあげる必要があります。

②個別ケース会議への参加呼びかけ

支援機関の候補が決まったら、市役所介護長寿課や地域包括支援センターは該当する支援機関に対して個別ケース会議への参加を呼びかけます。会議への円滑な参加を行ってもらうためにも、日頃から連携を図りネットワークを形成する必要があります。また、予定していた支援機関の協力が得られない場合は別の支援機関に参加を要請したり、引き続き参加要請を行うなどの支援課題を放置しない取組みが必要です。

2. 個別ケース会議の開催

虐待対応支援計画原案が作成されたら個別ケース会議を開催します。個別ケース会議では、支援計画原案の検討をはじめ以下のような点も検討していきます。

- ・ 事例についての情報収集と整理
- ・ アセスメント
- ・ 支援方針の協議
- ・ 支援内容の協議
- ・ 関係機関の担当役割の明確化
- ・ 連絡体制の確認

必ずしもこれら全てを一度に協議するというものではありません。その事例、その会議によってその目的や参加者が変わってきます。

3. 虐待対応支援計画策定 ※参考 E 票裏面

個別ケース会議による検討を経て、虐待対応支援計画が確定します。こうして決定された虐待対応支援計画は「虐待対応支援計画書」として文章化し、関係機関で共有する必要があります。多忙なため計画書が作成されないことがありますが、多くの支援機関が関わる可能性があることから、極力文章化して共有化していくことが望まれます。

支援計画策定のポイント

- ・ 支援方針は決定されているか？
- ・ 目標は具体的に定まっているか？(長期・中期・短期)
- ・ 介入方法は何か適切か？

※心理的サポート・新しい見方・考え方・行動に向けての支援・社会資源についての情報提供・他機関への紹介・活用支援

- ・ モニタリングの対象と方法は？
- ・ 実行前に、当事者に予測しうる事態を説明し合意を得たか？
- ・ 事前に関係機関に情報提供したか？

支援計画の基本的視点	留意事項
① 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援 ② 高齢者自身の意思の尊重 ③ 虐待を未然に防ぐための積極的アプローチ ④ 虐待の早期発見・早期対応 ⑤ 高齢者本人とともに養護者も支援する ⑥ 関係機関の連携・協力によるチーム対応	① 虐待に対する自覚は問わない ② 高齢者の安全確保を優先する ③ 常に迅速な対応を優先する ④ 必ず組織的に対応する ⑤ 関係機関と連携して援助する ⑥ 適切に権限を行使する

4. モニタリング ※参考 F 票

モニタリングを行う機関は、個別ケース会議によって決定されますが基本的に地域包括支援センターが行っていきます。虐待対応支援計画のモニタリングにおいては以下の事項について確認します。

① 支援、サービス等の提供状況確認

- ・ 支援、サービス等が計画通りに提供されているかの確認
- ・ 支援、サービス等の内容が適切であるかの確認

② 高齢者・家族(養護者)の状況

- ・ 高齢者、家族(養護者)の支援、サービス等受入状況確認
- ・ 高齢者、家族(養護者)の満足度、意見等の確認
- ・ 高齢者、家族(養護者)の生活状況全般の確認

③ ニーズの充足度評価

- ・ 計画に挙げられた目標の達成状況の確認

④ ニーズの変化

- ・ 新たなニーズや計画変更の必要性の確認

モニタリングを実施するにあたっては多くの関係機関がかかわる可能性があるため、モニタリングの具体的な方法を事前に確認しておくことが重要です。また、虐待ケースの場合は、緊急事態の定義を明確にした上で共有し緊急時の対応方法を具体的に決めておく必要があります。

5. 終結

<虐待ケースにおける終結の考え方>

虐待ケースへの支援は、あくまでも虐待解消のための介入であり、虐待が解消し生活が安定した時点で終結となります。具体的には、モニタリングにおいて支援計画の目標が達成されたかどうかを確認し、全ての課題に関して虐待の解消が確認された場合は市役所介護長寿課の参加する個別ケース会議による合議にて支援を終結することになります。ただし、ここでいう終結は虐待ケースとしての支援の終結を意味しており、その後は包括的・継続的ケアマネジメントとして、高齢者が地域で生活している限り、地域包括支援センターとしての関わりは続いていきます。